

青梅ロケーションサービスにおける 新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン

1 青梅ロケーションサービスの基本的考え方について

青梅ロケーションサービスでは、撮影事業者（スタッフ、キャスト、関係者等）が適切に新型コロナウイルス感染症予防対策を講じられた環境で撮影を行うよう、また、感染拡大等の防止のため、最大限の対策を講じていることを確認した後、ロケハンおよび撮影受け入れを調整する。

特に、密閉空間（換気の悪い場所）、密集空間（多人数が密集している場所）、密接空間（至近距離での会話、発声等の場所）という3つの密の場では、感染拡大させるリスクが非常に高いとされ、これらを徹底的に避けること、各自への感染を回避するとともに、他人に感染させないことを徹底する。

青梅ロケーションサービス事業は、青梅市が映し出された映像等が多くの人の目に留まることにより、知名度向上や集客力の強化、地域活性や観光振興等が大いに期待されるものであり、施設管理者や地域住民と密接な関わり合いの中で成り立っているものである。

施設や地域が新型コロナウイルス感染症の感染源・発生源とならないよう、予防策を徹底し、撮影に備える必要がある。

2 撮影事業者の行うべき具体策について

撮影事業者が撮影を行う際には、一般社団法人日本映画製作者連盟、一般社団法人日本民間放送連盟等が策定している感染予防ガイドラインに沿って、感染拡大の予防対策を徹底することを基本とし、これらの他に撮影事業者に対して以下の対策を求める。

- (1) 撮影事業者は、撮影支援を行う際、感染予防対策を書面（別紙）にて報告する。（報告のない場合は、撮影支援が受けられない場合がある。）
- (2) 撮影事業者は、感染者または感染疑いのある関係者が発生した場合に備え、現場従事者全ての撮影前14日分および撮影期間中の行動記録を確認および管理する。
- (3) 撮影事業者は、現場責任者を明確にし、責任者は青梅ロケーション

- サービスとの情報共有等のほか、平時より綿密な連絡対応に努める。
- (4) 撮影事業者は、撮影支援を受けるに当たり、青梅ロケーションサービスの指示および順守事項、施設所有者等の意向を尊重し、撮影プラン等を事前に協議する。
- (5) 撮影事業者は、撮影終了後14日以内に感染または感染疑いのある者が現場従事者から発生した場合は、直ちに青梅ロケーションサービスへ報告する。

3 撮影事業者の感染予防対策について

感染対策について、発熱・頭痛・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症陽性と判明した者と濃厚接触等がある者、同居家族や親族、知人等の感染が疑われる者、過去14日以内に政府からの入国制限、入国後の経過観察を必要とされている国および地域への渡航ならびに当該国等の在住者と濃厚接触のある者は、原則として現場従事者させない。

また、現場には衛生従事係（衛生担当者）を数人配置し、現場従事者の感染予防の徹底、使用施設等の消毒を行う。

4 屋内撮影について

屋内での撮影について、現場従事者は必要最低限とし、撮影規模および施設等の広さを考慮し、3つの密にならない状況で撮影を行う。

徹底した手洗いや手指消毒およびマスク、フェイスガード着用等、感染予防対策を講じる。

撮影後は、撮影事業者の責任において、使用施設等の消毒を必ず行う。

5 屋外撮影について

屋外での撮影について、現場従事者の移動等は3密を避けるとともに、徹底した手洗いや手指消毒およびマスク、フェイスガード着用等、感染予防対策を講じる。

撮影後は、撮影事業者の責任において、使用施設等の消毒を必要に応じて行う。

6 車両について

車両での移動については、車両内の消毒を適切に行う。

また、乗車時はマスク、フェイスガード等を着用するとともに、1台における乗車人数を最小限にするとともに、換気を徹底しながら、社会的距離を確保するための感染防止策を講じる。

7 エキストラ募集について

青梅ロケーションサービスが行うエキストラの募集は、原則として当面行わない。

撮影事業者が募集するエキストラは最小限にし、連絡先や身元管理を行うとともに、健康状態および行動履歴を確認する。

8 撮影中の感染発生した場合について

撮影中に感染が疑われる者が発生・発覚した場合は、速やかに隔離等の措置を講じ、関係者との接触を避けるとともに、直ちに帰宅させ、医療機関や保健所への受診や相談等を適切に行う。

使用施設、共有物等は直ちに消毒するとともに、青梅ロケーションサービスへ連絡する。

保健所等公的機関による聞き取り調査に速やかに協力し、必要な情報提供を行う。

入院および自宅療養等を行うこととなった者は、毎日の健康状態等を確認し、症状が改善されてから最低48時間が経過するまでは現場従事させない。

また、PCR検査結果が陰性であった場合でも、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは現場従事させない。